

青森県報

号外第四十号

平成十六年
五月十日
(月曜日)

目次

公 告

争議行為の通知の公表……………

(労政・能力
開 発 課 ……

公 告

争議行為の通知の公表

八戸市城下四丁目二の五に所在する八戸清運労働組合の執行委員長羽柴操から労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により公表する。

平成十六年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 争議行為の目的
二〇〇四年春闘要求の前進及び獲得
- 二 争議行為をなす日時
平成十六年五月十二日午前零時以降妥結に至るまでの期間
- 三 争議行為をなす場所
八戸清運株式会社の経営する全職場
- 四 争議行為の概要

右記の場所で全体的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭